

【国際交流セミナー】

EC統合と社会保障の役割

J. V. ランゲンドンク

通訳：伊藤ゆり

社会保障研究所では、昨年11月12日にベルギー・ルーヴァン大学教授ヴァン・ランゲンドンク氏を迎えて、第3回社会保障研究国際交流セミナーを開催した。

ランゲンドンク教授は、小誌前号(No. 98 Spring 1992)の特集「EC統合と社会保障」に「1992年欧州統合と社会保障」と題して論文を掲載しており、本誌ではその重複を避けて、最近の動きに関する講演部分の掲載にとどめ、そしてセミナー参加者との一般討論を掲載した。

〔講 演〕

社会政策においては、EC当局はいくつか関与をしています。いろいろな政策に新たな変化をもたらしたのは、1975年の経済危機があげられます。この経済危機が起きる前までは、ECというのは大変すばらしい業績を上げましたし、共同市場という中での、人々の貢献によって、かなりすばらしい成果を達成できたという、一般的な見解がありました。しかし経済危機以降、急にECの共同体市場というものの人気がなくなり、全く魅力のないものとして人々の目に映るようになりました。反感を持つようになりました。

それに対する政治家達の反応は性急で、EC



ではじめて各国の首脳会議が開かれるようになりました。それ以来1年間に2度、加盟国12か国の首脳が集まり、いろいろな政策に関しての協議がされるようになりました。ここで大変興味深いことは、今まで条約に縛られていたものが、この首脳会議での決定事項により条約に縛られない、新しい形での考え方方が提供されるようになってきたことです。

この1975年の第1回の各国首脳会議では、何らかの社会政策を講じなければならないということが提唱されました。社会政策を講じなければ、共同体の人々の気持ちをかち得ることができないからです。このときからECとして非常に積極的に、かつ独自に社会政策へ関与する割合が高まってきたわけです。

そして、まず最初の規則として、男女間での平等待遇が出てきました。1975年はちょうど国際婦人年で、1975年3月に大変重要な2つの法

律ができ、国際婦人年を鼓舞する重要な決定でした。

1つは、アメリカの最高裁判所が決めたことで、年金において男女間に差別があつてはならないということです。またドイツでは、夫や妻に先立たれた男女間の年金に差があることは合法的ではないとしました。ドイツでは急には法律を変えることができないため、1984年までの猶予期間を置いて、見直しがされるようという指令が出ました。

これに乗じてECも、共同体内の女性の地位の向上に深く関わってくるようになりました。欧州裁判所では、年金や社会扶助なども、男女平等に支給されていないのではないかと指摘しています。

こうして賃金のみならず、女性も男性と同様に社会的な保護を受けなければならぬということが、強制的になってきたわけです。ドイツはこういう新しい施策に対しても反対の立場を取るのですが、これに関しては自国も1984年までの猶予で、そのように合法的に憲法を変えなくてはいけないという状態にあったので、この施策に賛同しました。そこでECは1978年に指令を出し、過渡期として1984年までの猶予を与えて、加盟各国は自国の法律を男女平等に社会的保護が与えられるように指示しました。

ここで注目すべきことは、その指令が条約の何条によって決まったというのではなく、出席した12名の首脳の間での会議で決まったことがそのまま、ECの指令として出たということです。そして2条、3条、4条と法律家がECのすべてに通用する規則へと、それを拡大していくわけです。

しかしECにとって、年金における男女間の不平等の是正には、容易に解決できない難しさ

が山積みしています。というのは、男女間での非合法的な差、社会的保護(social protection)における様々な差、それは年金やその他いろいろなところに出てきているわけですが、もっと間接的なところにも、その差別が見られるからです。

間接的な、見えない形での差別としては、たとえばいくかつの給付の通算が、扶養者と被扶養者の間に、いろいろな形で非合法的な差として設けられています。厳密にいえば、夫と妻との間にもいろいろな差が置かれているということです。これには家族を基盤として、個人を守ろうという問題がからんできます。このため、ヨーロッパ内の多くの条約や規則は、変化させられざるを得なくなりました。

貧困問題については、1950年にEC委員会は貧困対策に乗り出しました。それが第1次貧困対策で、その後、第2、第3と引き続き継続されてきました。その貧困対策はそれほど印象的なものではなく、貧困問題に対する研究やパイロットプロジェクトの遂行というものでした。しかもここで重要な点は、条約の中に貧困問題にたずさわるようにという規約がないことです。この問題が上がってきたのは、首脳会議で貧困問題についても真剣に取り組んでいかなければならないと合意したからで、様々な社会政策に関与した問題に対して、政治的意欲をもって取組んでいこうと、ECがより人間らしい顔をしたものになってきたということです。

1992年に向けて、ECのいくつかの新しい再誕生という動きがあります。1つは経済政策と密接したもので、1992年以降、国際競争が一層激化しますので、人々はソーシャルダンピングが発生するのではないかと大変懸念しています。その不安は労働組合において議論されてお

り、国際競争に打ち勝つために、労働者の労働条件や社会保障にかなりの削減が行われるのではないかと不安に思っています。また企業間でも労働者に対する諸給付を削減して、その分の生産費を下げ、国際競争に打ち勝っていこうとするだろうと懸念しています。

そこでECでは、1992年の統合に向けて、いろいろな指令を出し、規則を設けて、労働者の社会保障、あるいは職場での労働条件を低下しないように、とにかく保護していくという取り組みが行われています。

そして、労働組合の不安に対して、ECでは、共同体の憲章を発令しました。しかし労働組合は、よりはっきりとした社会保護政策を、共同体側に提示して欲しいと思っていました。

ECの規則は超国家的で、国の規則よりも上に位置し、加盟国政府はECで決まったものは変えられないで、ECでいろいろな社会的なことを保障すると、それに従わざるを得ない構造になっています。しかし、これはなかなか難しいことで、たとえばイギリスには、かのサッチャーがいたわけで、なかなかうまく進めることはできなかったわけです。いろいろな規則となると、法的な抑制力が出てくるのですが、イギリスの合意が得られなかつたので、勧告ということになりました。しかし、法的な抑制力を伴わない勧告になっても、イギリスはサインしませんでした。

このように社会政策に関して、マチマチな意見をまとめ、その合意を得ることはEC内ではできておりません。

なお、ひとつの積極的な施策として、社会基金や、地域開発基金が、国際競争に対する準備として設立されました。同時にECは、もっと人間的で社会的な顔を持った共同体であろうと

して、たゆまず歩んでいます。ECとしてもっともすばらしい前進は、最低所得を決めるという動きです。これは勧告なので、法的な抑制力はないのですが、どのような状態、どのような政策の下であっても、すべての人々に最低の所得を得る権利があるとうたっています。

2つ目の勧告は、社会政策に関して、ある決まった共通のガイドラインを出していこうという勧告です。これは、経済的な理由だけでなく、社会的な理念で押し進められなければならないというもので、こういう勧告を通して、今後るべき青写真、理念、アイデアというものが提示されているわけです。

〔一般討論〕

村上 清(日本団体生命)：去年だと思いますが、欧州裁判所が、バーバーさんという人とある会社との裁判で、企業年金で男女の年齢差を設けてはいけないという決定を下しました。ところが社会保障の方は、依然として5歳ぐらい違う国がある。社会保障が違っていると、企業年金をつくる時に困ってしまう。つまり根っこは差があるので、上乗せの方は同じにしろということになる。それで大変困っている国があるので、最終的には国の方も同じ年齢にしなければならないと思うのですが、その将来見込みはどうでしょうか。

ランゲンドンク：いまヨーロッパ全体に、このことについていろいろと論議されていますので、私の個人的な見解を二、三述べます。

ヨーロッパでは、年金に関しての年齢制限は、国々でマチマチで、それを統合するような規則はありません。一つの国では大変高いし、別の国では低いし、バラツキがあります。そし

て半分ぐらいの国は、男女同じ年齢に定めていますが、あと半分は男女間で年齢に格差があります。

先ほどの男女平等の取り扱いのところに、ひとつ例外があります。それは、年金における年齢の問題で、国によってもし男女間に年齢に違いを設けたいということであれば、それはヨーロッパ当局ではなしに、国の政府が決めることがあるということになっています。

去年だったと思いますが、ヨーロッパの保険会社の人達は、バーバーさんの発言に大変驚きました。しかし、保険会社としては、それはさほど驚く必要はないと思います。これは男女間の平等な取り扱いの一つの適用であり、そしてこの年金というものは、企業給付のあるひとつの報酬という形でとらえられるのではないでしょうか。

そしてまた、EC委員会では、職域年金に関して男女間に差があってはならないとうたっています。この指令は、原則的にはバーバーさんの見解と通じるもので、男女間に差があってはいけないということが、原則となっていると思います。しかし最終の決定のところで、閣僚理事会であのような結果になったわけです。

この例外というのも、将来的には取り除かなければならないし、男女間は平等でなければならぬ、という方向にはなっていると思います。

もちろん、公的な年金と企業年金の間には、違いがあります。その違いは年齢制限だけではなく、たとえば他の年金との調整に関する可能性やその条件によって、さまざまな違いがあります。

したがって、将来的には、公的な動きと、民間の動きとの間の何らかの形での調整が必要と

なってくると思います。ヨーロッパではそういう点はまだ進んでいないので、日本から学ばなければいけないのでないかと思います。

渡部記安(武藏大学)：税金での調和化が12か国間で行われない限り、社会保障での調和化を実現するということは難しいと考えます。しかも、12か国間で税制の調和化をすることすら大変難しいと思うのですが、それをどのようにお考えになっているかおうかがいしたい。

ランゲンドンク：社会保障拠出は税金と一体となっていますが、ヨーロッパではこの2つを分けて考えています。これはいろいろな心理的なことから、こういう違いが出てきているかもしれないのですが、政府は、社会保障拠出の方を上げる方が、一般的な所得税を上げることより容易なわけです。というのは、保険のプレミアムでうまく操作できるわけで、保険料率を引き上げることによって、その権利を擁立させていくという意味です。

ヨーロッパでは、国際競争に勝ち抜いていくためには、生産費が重要なのですが、最近の変化の傾向として、企業側は国際的な競争に勝つために、企業にかかる社会保障負担を下げて、一般税収という財源から拠出していくべきであるという動きがあります。

そこでヨーロッパのいくつかの国は、今まで社会保障拠出金の中から、社会保障給付にあてていた財源を、一般的な税金に財源として代替しよう、そしてそれによって企業の国際競争力を高めようという施策に転換しています。

つまり、国際的な競争激化に対処するためには、企業の社会保障拠出金の負担を軽減して、一般的な税金を増やし、そこから社会保障給付を国民に与えようという動きが出ているわけです。もちろん、これには多くの反対意見があり

ます。つまりそのことにより、企業の国際競争力を高めるための、見えないところでの、企業に対する補助政策が講じられているということが言えます。

EC、欧州当局は、付加価値税制、税金システムだとか、コミュニティ・タックス、いろいろな共同体タックスを、売り上げ税と取り替えて出して来ていますが、その一定した税率を出し、それを調和化させていくには難しい問題がまだまだ残されています。

その税率を決めるのは大変難しいので、各国の売り上げ税を付加価値税に切り替えていくということを、まず最初の一歩として取り組むことの方が、税率を決めるよりは容易だと思います。

共同体内部の今の考え方は、共通経済政策が必要であり、その中には共通した租税政策も組み込まれなければならないというものです。

イギリスは別ですが、ヨーロッパの国々の政府は、共同体での税金を上げる方が上げやすいわけです。というのは、自国の政策として税金を上げるときは自分達が非難されるけれども、共同体の政策として税金を上げる場合は、自分達には責任はないので、その方が上げやすいわけで、どちらかというと、それを歓迎しています。

地主重美（駿河台大学）：大変明解なお話をうかがいましたが、同時にコーディネーション、ハーモナイゼーションがいかに困難であるかということの認識を新たにしました。東西ドイツの統一と、その後に起こったいろいろな経済的な混乱をみると、東と西では非常に生産性が違うし、賃金も製品も違う。そういうところで自由な競争をやるとなると、失業者がいる。いま旧東ドイツでは大変な失業率になってしま

す。

こういう問題は、EC 域内でも起こり得る可能性は十分あるのではないか。EC 域内でも生産性の格差は非常に大きく、賃金格差も非常に大きい。そこにある種の共通の政策、特に社会保障の政策を出していくと、別の問題を引き起こしていくことになりはしないでしょうか。

たとえば、最低所得保障制度に向かって進んでいくと、その最低保障の水準をどうするかということによって、ある地域、ある国に、大量の失業をもたらすという可能性がなきにしもあらずです。そういう場合にどうするのでしょうか。

それからもう一つ、年金は EC 域内ではだいたい大差ないと思いますが、賃金や所得水準、そういったものに多かれ少なかれ左右されています。そのような状況の中で、ある種の共通のもの、たとえば年金の水準にしても、共通の水準を設定するということになると、むしろ混乱が広がる恐れはないでしょうか。

今報告の中に、社会基金とか、地域開発基金という指摘がありましたが、それはそういったものに挑戦しているとも思ったのですが、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

ランゲンドンク：EC 加盟国間での生活レベルはマチマチで、大きな格差があります。それは国と国との間だけではなく、国内もあります。中心となるドイツ、フランスの水準に比べると、その周辺の国々、アイルランド、ポルトガル、スペイン、ギリシャなどとはかなり差があります。

また国内での格差も非常に大きく、北イタリアと南イタリアとの間の生活水準の差はかなりひどく、東ドイツと西ドイツの差に匹敵するか、それよりも大きいぐらいの違いがあるので

はないか。北のミラノやトリノの生活水準は、東京に匹敵するものだと思います。しかし、南イタリアは、中世のイタリアを見ているような感じです。

こういう問題をカバーするために、EC当局は地域開発基金や社会基金という基金を設定したわけです。

地域開発基金について少しお話をします。たとえば一つの会社が破産する、あるいは移転をしてしまうことによって、失業が生じます。そういう場合、残された労働力を再訓練するための費用や、新しい雇用の機会を生み出す企業をつくり上げるための費用をカバーする基金として、それは使われます。

しかし、この基金は十分とはいえないで、基金に行けばお金があったとしても、人々はそのお金に手をつけず、仕事のある場所に移ってしまうし、企業もそういうところに移ってしまう。ということは、富める地域はますます富み、貧しい地域との格差が、ますます広がるということになってしまいます。

その解決策は、人がいなくなった地域に、年金生活者や、いろいろな社会給付をたくさんもらっている人達が行って、過ごすということを考えられます。というのは、そういうところは、偶然にもすばらしい気候に恵まれた地域だからです。多くの日本人々が、そういう地域に旅行をしていただいて、日本はそういう地域を助けているということがいえましょう。(笑)

しかし、ヨーロッパにある地域開発基金や社会基金は、根本的な原因解決にはならないということを、申し添えたいと思います。

工藤 啓(東北福祉大学)：いわゆる福祉国家といわれる国々では、社会政策と経済政策が、共存関係にあるというよりむしろ、対立関

係になってしまふケースが多いわけです。そこで、ECが統合の過程で、ソーシャルパリシーのハーモナイゼーションという非常に壮大な実験をしていることに、日本から見て期待しているわけです。

先ほどのお話で、ドイツとフランスとの間でいろいろ対立があり、フランスが非常にドイツの競争力を恐れていて、そこで妥協をしたといわれましたが、ECが今後、12か国の利害対立を乗り越えて、統合に成功をした後のことを少し懸念しているのです。

というのは、いまアメリカと日本とECがウルグアイ・ラウンドで農産物のことでかなり揉めていますが、こういう問題がもっと顕在化していくって、特に東アジアの日本、台湾、韓国とか、これはヨーロッパから見るとかなり遠い国だと思うのですが、そういう日本とか、台湾・韓国などフォー・ドランゴンズとの関係において、EC12か国が統合に成功をしたことによって、むしろブロック化して、その経済政策や社会保障政策の成功が、国際的な摩擦とか対立を呼び起こすのではないかということを、懸念しているのです。非常に自由な地であるベルギーのブリュッセルで、どうお考えになっておられますか。

ランゲンドンク：経済は専門外ですが、二、三申し上げたいと思います。ヨーロッパでは、社会政策が経済政策を立てるために誤用されるということがあります。農業政策についていえば、ヨーロッパの農産物に関する保護主義政策というものは、小規模農民を保護しなければ、国際競争ですぐやられてしまうという社会的な理由で発令されました。

それは、各目的には社会的理由といっていますが、本当の原因はひょっとすると、別のとこ

るにあると思うのです。ヨーロッパの大規模な農産物を取り扱っている企業や関連業者は、ECの共通農業政策から補助金を受けていることに対して、大変嬉しく思っています。そして、その言い訳として、小さな農民達を守っていかなければならぬということを押し出しています。

しかし、同時にEC内でも、ウルグアイ・ラウンドが成功をおさめなければならないという気運もあります。もし、EC内の国の農業大臣がある程度の補助削減を訴えたりすると、そ

れは小さな町に打撃を与えるぐらい、大きなインパクトをもたらすと思います。しかし、ブリュッセルは第2次世界大戦以後、農民側からの抗議に関しては、それが依然、そのまま残っている地域です。

農民達からの大変な抗議を、ヨーロッパの政治家、政策関係者達は大変恐れているので、農業政策に関してなかなか積極的な動きを取り得ていない状況なのです。

(Jef van Langendonck ルーヴァン大学教授)
(いとう・ゆり (株)国際交流センター)